

水第1077号
令和8年4月16日

神奈川県内水面漁場管理委員会会長 井貫晴介 様

神奈川県知事 黒岩祐治



内共第1号、第2号第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可について（諮問）

このことについて、別添写しのとおり、相模川漁業協同組合連合会代表理事会長から遊漁規則変更認可申請書の提出がありましたので、漁業法第170条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



内共第1号、第2号(相模川漁業協同組合連合会)
第5種共同漁業権遊漁規則の変更について

1 変更の内容および理由

(1) あゆの採捕禁止期間の短縮

【内容】

あゆの採捕禁止期間は1月1日から5月31日まで及び10月15日から11月30日までであったが、主たる産卵場より上流域については、後者の採捕禁止期間を11月1日から11月30日までに短縮する(別紙1)。

【理由】

令和8年3月31日付で公布、施行した「神奈川県漁業調整規則の一部を改正する規則」において、相模川水系及び酒匂川水系の主たる産卵場より上流域については、採捕禁止期間が1月1日から5月31日まで及び11月1日から11月30日までに改正されたため(別紙2)。

(2) そのほか字句等の修正

【内容】

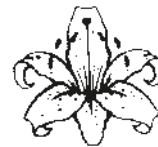
必要な字句の不足、不要な字句の記載、表現の不統一及び文意が不明瞭な表記があったため、これらを修正する。

2 遊漁規則の内容の妥当性

漁業法では、申請のあった遊漁規則が遊漁を不当に制限するものでない場合、都道府県知事はこれを認可しなければならないこととされている。

あゆの採捕禁止期間の短縮は、遊漁期間を延長させるものである。また、同様の内容で行使規則も変更する。よって、遊漁を不当に制限するものではない。

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和8年3月31日(火曜日)

号外第31号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
〇規則	
災害救助法施行細則の一部を改正する規則(くらし安全防災・危機管理防災課)	1
神奈川県漁業調整規則の一部を改正する規則(環境農政・水産課)	1
医療法施行細則の一部を改正する規則(健康医療・医療企画課)	2
競争入札の参加者の資格に関する規則の一部を改正する規則(県土整備・建設業課)	3
神奈川県国家戦略特別区域限定保育士試験委員規則を廃止する規則(福祉子どもみらい・次世代育成課)	4
〇告示	
災害救助法施行細則による救助の程度等の一部改正(くらし安全防災・危機管理防災課)	4

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第29号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和34年神奈川県規則第90号)の一部を次のように改正する。

第11条中「第7条第5項」の次に「及び第8条第4項」を加える。

第10号様式中「従事した」を「従事し、又は協力した」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神奈川県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第30号

神奈川県漁業調整規則の一部を改正する規則

神奈川県漁業調整規則(令和2年神奈川県規則第91号)の一部を次のように改正する。

第38条第1項の表1の項を次のように改める。

1	あゆ	1月1日から5月31日まで及び10月15日(右欄(2)から(4)までに掲げる区域にあっては、11月1日)から11月30日まで	(1) 海面及び内水面((2)から(4)までに掲げる区域を除く。) (2) 相模原市南区磯部地先磯部頭首工堰堤上流端の上流150メートルから次の基点A及び基点Bを結んだ直線までの間の

発行

横 浜 市 中 区 日 本 大 通 一
神 奈 川 県 政 策 局 政 策 部 政 策 法 務 課
電 話 横 浜 (〇 四 五) 二 一 〇 一 一 一 一

		<p>相模川水系相模川の区域</p> <p>基点A 相模原市緑区小倉字宮原388番地先に設置した標柱の位置</p> <p>基点B 相模原市緑区川尻字久保沢1,108番のハ地先に設置した標柱の位置</p> <p>(3) 厚木市才戸地先才戸頭首工堰^{えん}堤上流端の上流20メートルから次の基点C及び基点Dを結んだ直線までの間の相模川水系中津川の区域</p> <p>基点C 愛甲郡愛川町半原字馬場4,941番2に設置した標柱の位置</p> <p>基点D 愛甲郡愛川町半原字向原5,459番2に設置した標柱の位置</p> <p>(4) 足柄上郡松田町松田惣領地先十文字床止上流端から次の基点E及び基点Fを結んだ直線までの間の酒匂川水系酒匂川の区域</p> <p>基点E 足柄上郡山北町川西字平山地先神縄堰^{えん}堤右岸に設置した標柱の位置</p> <p>基点F 足柄上郡山北町神尾田^{えん}字田入地先神縄堰^{えん}堤天端左岸下流端の位置</p>
--	--	---

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第31号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和25年神奈川県規則第111号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同条中第15号を第17号とし、第14号を第16号とし、同条第13号中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同号を同条第14号とし、同号の次に次の1号を加える。

(15) 政令第4条第4項の規定により、法第8条第2項の規定による届出事項の変更の届出を受理すること。

第1条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、同条第9号中「開設者」の次に「並びにオンライン診療受診施設の設置者」を加え、同号を同条第10号とし、同条第8号中「及び」を「、」に改め、「助産所」の次に「及びオンライン診療受診施設」を加え、同号を同条第9号とし、同条中第7号を第8号とし、同条第6号中「及び助産所の廃止」を「、助産所及びオンライン診療受診施設の廃止」に改め、

内共第1号、第2号 遊漁規則新旧対照表

新	旧
<p>第1条～2条（略）</p> <p>（漁具、漁法の制限）</p> <p>第3条 1～8（略）</p> <p>9 この漁場区域においては、次に掲げる区域では、友釣（ルアー釣を含む。）毛針釣（フライ釣を含む。以下同じ。）以外の漁具、漁法によってあゆを採捕してはならない。</p> <p>なお、当該漁場区域においても、毛針釣とルアー釣については、連合会が定めて、同会のホームページで公示する区域及び期間でなければ、あゆを採捕してはならない。</p> <p>(1) 座間市入谷地先座架依橋上流端から上流相模原市緑区城山地先小倉橋下流端までの区域</p> <p>(2) 厚木市三田地先中津川大橋上流端から上流基点E Fを結んだ直線までの区域</p> <p>(3) 基点R Qの直線と基点C Dの直線間の道志川本流の区域</p> <p>基点C： 神奈川県相模原市緑区と山梨県南都留郡道志村との境界と道志川左岸との交点</p> <p>基点D： Cから134度の直線と対岸との交点</p> <p>基点E： 愛甲郡愛川町半原字馬場4,941番2に設置した標柱</p>	<p>第1条～2条（略）</p> <p>（漁具、漁法の制限）</p> <p>第3条 1～8（略）</p> <p>9 この漁場区域においては、次に掲げる区域では、友釣（ルアー釣を含む。）毛針釣（フライ釣を含む。以下同じ。）以外の漁具、漁法によってあゆを採捕してはならない。</p> <p>なお、当該漁場区域においても、毛針釣とルアー釣については、連合会が定めて、同会のホームページで公示する区域でなければ、あゆを採捕してはならない。</p> <p>(1) 座間市入谷地先座架依橋上流端から上流相模原市緑区城山地先小倉橋下流端までの区域</p> <p>(2) 厚木市三田地先中津川大橋上流端から上流基点E Fを結んだ直線までの区域</p> <p>(3) 基点R Qの直線と基点C Dの直線間の道志川本流の区域</p> <p>基点C： 神奈川県相模原市緑区と山梨県南都留郡道志村との境界と道志川左岸との交点</p> <p>基点D： Cから134度の直線と対岸との交点</p> <p>基点E： 愛甲郡愛川町半原字馬場4,941番2に設置した標柱</p>

基点 F： 愛甲郡愛川町半原字向原 5, 459 番 2 に設置した標柱
 基点 Q： 相模原市緑区地先道志ダム天端右岸上流端
 基点 R： 相模原市緑区地先道志ダム天端左岸上流端

(削除)

10 次表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならぬ。なお、区域及び期間の公表については、連合会のホームページで行うものとする。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
やまめ、いわな、にじます	愛甲郡愛川町田代 200 番地先平山大橋橋脚上流端から上流基点 E F を結んだ直線までの中津川の本流及び支流の区域で、連合会が定めて公表する	3 月 1 日より 10 月 14 日までの期間で、連合会が定めて公表する期間。

基点 F： 愛甲郡愛川町半原字向原 5, 459 番 2 に設置した標柱
 基点 Q： 相模原市緑区地先道志ダム天端右岸上流端
 基点 R： 相模原市緑区地先道志ダム天端左岸上流端

10 第 9 項の規定にかかわらずア一釣、毛針釣によるあゆの採捕は連合会が定めて同会のホームページで公示する区域内でなければならぬ。なお、区域内及び期間の公表については、連合会のホームページで行うものとする。

11 次表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならぬ。なお、区域及び期間の公表については、連合会のホームページで行うものとする。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
やまめ、いわな、にじます	愛甲郡愛川町田代 200 番地先平山大橋橋脚上流端から上流基点 E F を結んだ直線までの中津川の本流及び支流の区域で、連合会が定めて公表する	3 月 1 日より 10 月 14 日までの期間で、連合会が定めて公表する期間。

	<p>区域。 基点RQを結んだ直線から上流基点CDを結んだ直線までの道志川の本流の区域で、連合会が定めて公表する区域。</p> <p>相模原市緑区青根字神の川大瀬戸えん堤上流端から上流の神の川の本流の区域で連合会が定めて公表する区域。</p> <p>基点MNを結んだ直線から上流水沢えん堤下流端までの水沢川の本流及び支流の区域で連合会が定めて公表する区域。</p> <p>相模原市緑区鳥屋地先広川えん堤上流端から上流相模原市緑区字奥野 3627-166 魚止め橋下流端までの早戸川の本流及び</p>		<p>区域。 基点RQを結んだ直線から上流基点CDを結んだ直線までの道志川の本流の区域で、連合会が定めて公表する区域。</p> <p>相模原市緑区青根字神の川大瀬戸えん堤上流端から上流の神の川の本流の区域で連合会が定めて公表する区域。</p> <p>基点MNを結んだ直線から上流水沢堰堤下流端までの水沢川の本流及び支流の区域で連合会が定めて公表する区域。</p> <p>相模原市緑区鳥屋地先広川堰堤上流端から上流相模原市緑区字奥野 3627-166 魚止め橋下流端までの早戸川の本流及び支</p>
--	--	--	---

	<p>支流の区域で連合会が定めて公表する区域。</p> <p>点 ab を結んだ直線から上流の中津川の本流及び支流の区域で連合会が定めて公表する区域。</p> <p>小鮎川合流点から上流愛甲郡清川村煤ヶ谷地先谷太郎橋上流端の下流 268 メートルの第 1 号石 えん 堤下流端までの谷太郎川の本流及び支流の区域で連合会が定めて公表する区域。</p>		<p>流の区域で連合会が定めて公表する区域。</p> <p>点 ab を結んだ直線から上流の中津川の本流及び支流の区域で連合会が定めて公表する区域。</p> <p>小鮎川合流点から上流愛甲郡清川村煤ヶ谷地先谷太郎橋上流端の下流 268 メートルの第 1 号石 堰 堤下流端までの谷太郎川の本流及び支流の区域で連合会が定めて公表する区域。</p>	
<p>基点 C : 神奈川県相模原市緑区と山梨県南都留郡道志村との境界と道志川左岸との交点</p> <p>基点 D : C から 134 度の直線と対岸との交点</p> <p>基点 E : 愛甲郡愛川町半原字馬場 4, 941 番 2 に設置した標柱</p> <p>基点 F : 愛甲郡愛川町半原字向原 5, 459 番 2 に設置した標柱</p>	<p>基点 C : 神奈川県相模原市緑区と山梨県南都留郡道志村との境界と道志川左岸との交点</p> <p>基点 D : C から 134 度の直線と対岸との交点</p> <p>基点 E : 愛甲郡愛川町半原字馬場 4, 941 番 2 に設置した標柱</p> <p>基点 F : 愛甲郡愛川町半原字向原 5, 459 番 2 に設置した標柱</p>	<p>基点 C : 神奈川県相模原市緑区と山梨県南都留郡道志村との境界と道志川左岸との交点</p> <p>基点 D : C から 134 度の直線と対岸との交点</p> <p>基点 E : 愛甲郡愛川町半原字馬場 4, 941 番 2 に設置した標柱</p> <p>基点 F : 愛甲郡愛川町半原字向原 5, 459 番 2 に設置した標柱</p>	<p>基点 C : 神奈川県相模原市緑区と山梨県南都留郡道志村との境界と道志川左岸との交点</p> <p>基点 D : C から 134 度の直線と対岸との交点</p> <p>基点 E : 愛甲郡愛川町半原字馬場 4, 941 番 2 に設置した標柱</p> <p>基点 F : 愛甲郡愛川町半原字向原 5, 459 番 2 に設置した標柱</p>	

基点G： 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢1,696番2地先の
旧東京電力株式会社取水せき天端右岸上流端

基点H： 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢1,696番2地先の
旧東京電力株式会社取水せき天端左岸上流端

基点M： 相模原市緑区鳥屋字奥野3,627番166地先の
八丁えん堤天端右岸上流端

基点N： 相模原市緑区鳥屋字奥野3,627番166地先の
八丁えん堤天端左岸上流端

基点Q： 相模原市緑区地先道志ダム天端右岸上流端

基点R： 相模原市緑区地先道志ダム天端左岸上流端

a： GからHを見通した線を0度とし、Gを中心として
右回りに270度の線上でGから30メートルの所

b： HからGを見通した線を0度とし、Hを中心として
右回りに90度の線上でHから30メートルの所

(遊漁期間)

第4条 次表のア欄に掲げる魚種を対象とする漁法は、
それぞれイ欄の期間内でなければならぬ。

(内共第1号)

ア 魚 種	イ 期 間
や ま わ な	3月1日から10月14日 まで
い	同上
に じ ま す	同上、但し別記1区域 については1月1日より

基点G： 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢1,696番2地先の
旧東京電力株式会社取水せき天端右岸上流端

基点H： 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢1,696番2地先の
旧東京電力株式会社取水せき天端左岸上流端

基点M： 相模原市緑区鳥屋字奥野3,627番166地先の
八丁えん堤天端右岸上流端

基点N： 相模原市緑区鳥屋字奥野3,627番166地先の
八丁えん堤天端左岸上流端

基点Q： 相模原市緑区地先道志ダム天端右岸上流端

基点R： 相模原市緑区地先道志ダム天端左岸上流端

a： GからHを見通した線を0度とし、Gを中心として
右回りに270度の線上でGから30メートルの所

b： HからGを見通した線を0度とし、Hを中心として
右回りに90度の線上でHから30メートルの所

(遊漁期間)

第4条 次表のア欄に掲げる魚種を対象とする漁法は、
それぞれイ欄の期間内でなければならぬ。

(内共第1号)

ア 魚 種	イ 期 間
や ま わ な	3月1日から10月14日 まで
い	同上
に じ ま す	同上、但し別記区域に ついては1月1日より12

<p>あ</p> <p>ゆ</p>	<p>12月31日までとする。</p> <p>6月1日から10月14日までの期間で連合会が定めて公示する日から10月14日まで及び12月1日から12月31日まで。 <u>但し、別記2区域については6月1日から10月31日までの期間で連合会が定めて公示する日から10月31日まで及び12月1日から12月31日まで。</u></p>
<p>あ</p> <p>ゆ</p>	<p>月31日までとする。</p> <p>6月1日から10月14日までの期間で連合会が定めて公示する日から10月14日まで及び12月1日から12月31日まで</p>
<p>う</p> <p>ぐ</p> <p>い</p>	<p>1月1日から12月31日まで、但し、a bの直線から上流の中津川の本流及び支流の区域、c dの直線から上流の宮ヶ瀬金沢の本流及び支流の区域、e fの直線から上流の早戸川の本流及び支流の区域、g hの直線から上流の水沢川の本流及び支流の区域、基点R Qの直線と基点C Dの直線間の道志川の本流及び谷太郎川の本流の上流 447メートル</p>
<p>う</p> <p>ぐ</p> <p>い</p>	<p>1月1日から12月31日まで、但し、a bの直線から上流の中津川の本流及び支流の区域、c dの直線から上流の宮ヶ瀬金沢の本流及び支流の区域、e fの直線から上流の早戸川の本流及び支流の区域、g hの直線から上流の水沢川の本流及び支流の区域、基点R Qの直線と基点C Dの直線間の道志川の本流及び谷太郎川の本流の上流 447メートル</p>

の地点より上流の区域に おいて3月1日から10月 14日まで		の地点より上流の区域に おいて3月1日から10月 14日まで	
お	い か わ	わ	上
ふ	な	な	上
こ	い	い	上
う	な ぎ	ぎ	上
手	長 え び	び	上
基点G:	愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢1,696番2地先の旧 東京電力株式会社取水せき天端右岸上流端	基点G:	愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢1,696番2地先の旧 東京電力株式会社取水せき天端右岸上流端
基点H:	愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢1,696番2地先の旧 東京電力株式会社取水せき天端左岸上流端	基点H:	愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢1,696番2地先の旧 東京電力株式会社取水せき天端左岸上流端
基点I:	愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢1,688番6地先の金 沢えん堤天端右岸上流端	基点I:	愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢1,688番6地先の金 沢えん堤天端右岸上流端
基点J:	愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢1,688番6地先の金 沢えん堤天端左岸上流端	基点J:	愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢1,688番6地先の金 沢えん堤天端左岸上流端
基点K:	相模原市緑区鳥屋字奥野3,627番160地先の旧 東京電力株式会社取水せき天端右岸上流端	基点K:	相模原市緑区鳥屋字奥野3,627番160地先の旧 東京電力株式会社取水せき天端右岸上流端
基点L:	相模原市緑区鳥屋字奥野3,627番160地先の旧 東京電力株式会社取水せき天端左岸上流端	基点L:	相模原市緑区鳥屋字奥野3,627番160地先の旧 東京電力株式会社取水せき天端左岸上流端
基点M:	相模原市緑区鳥屋字奥野3,627番166地先の八	基点M:	相模原市緑区鳥屋字奥野3,627番166地先の八

<p>丁えん堤天端右岸上流端</p> <p>基点 N： 相模原市緑区鳥屋字奥野 3,627 番 166 地先の八</p> <p>丁えん堤天端左岸上流端</p> <p>a： GからHを見通した線を0度とし、Gを中心として右回りに270度の線上でGから30メートルの所</p> <p>b： HからGを見通した線を0度とし、Hを中心として右回りに90度の線上でHから30メートルの所</p> <p>c： IからJを見通した線を0度とし、Iを中心として右回りに270度の線上でIから30メートルの所</p> <p>d： JからIを見通した線を0度とし、Jを中心として右回りに90度の線上でJから30メートルの所</p> <p>e： KからLを見通した線を0度とし、Kを中心として右回りに270度の線上でKから30メートルの所</p> <p>f： LからKを見通した線を0度とし、Lを中心として右回りに90度の線上でLから30メートルの所</p> <p>g： MからNを見通した線を0度とし、Mを中心として右回りに270度の線上でMから30メートルの所</p> <p>h： NからMを見通した線を0度とし、Nを中心として右回りに90度の線上でNから30メートルの所</p> <p>(別記 1)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相模原市緑区鳥屋地先広川えん堤天端下流端から同区鳥屋地先旧東京電力株式会社発電水えん堤天端上流端の上流100メートルの地点までの早戸川の区域 2 相模原市緑区鳥屋地先魚止橋橋脚下流端の下流173メートルの地点から同区鳥屋地先蛙沢えん堤天端上流端の上流30メートルの地点までの早戸川の区域 	<p>丁えん堤天端右岸上流端</p> <p>基点 N： 相模原市緑区鳥屋字奥野 3,627 番 166 地先の八</p> <p>丁えん堤天端左岸上流端</p> <p>a： GからHを見通した線を0度とし、Gを中心として右回りに270度の線上でGから30メートルの所</p> <p>b： HからGを見通した線を0度とし、Hを中心として右回りに90度の線上でHから30メートルの所</p> <p>c： IからJを見通した線を0度とし、Iを中心として右回りに270度の線上でIから30メートルの所</p> <p>d： JからIを見通した線を0度とし、Jを中心として右回りに90度の線上でJから30メートルの所</p> <p>e： KからLを見通した線を0度とし、Kを中心として右回りに270度の線上でKから30メートルの所</p> <p>f： LからKを見通した線を0度とし、Lを中心として右回りに90度の線上でLから30メートルの所</p> <p>g： MからNを見通した線を0度とし、Mを中心として右回りに270度の線上でMから30メートルの所</p> <p>h： NからMを見通した線を0度とし、Nを中心として右回りに90度の線上でNから30メートルの所</p> <p>(別記 1)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相模原市緑区鳥屋地先広川えん堤天端下流端から同区鳥屋地先旧東京電力株式会社発電水えん堤天端上流端の上流100メートルの地点までの早戸川の区域 2 相模原市緑区鳥屋地先魚止橋橋脚下流端の下流173メートルの地点から同区鳥屋地先蛙沢えん堤天端上流端の上流30メートルの地点までの早戸川の区域
<p>(別記 2)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相模原市緑区鳥屋地先広川えん堤天端下流端から同区鳥屋地先旧東京電力株式会社発電水えん堤天端上流端の上流100メートルの地点までの早戸川の区域 2 相模原市緑区鳥屋地先魚止橋橋脚下流端の下流173メートルの地点から同区鳥屋地先蛙沢えん堤天端上流端の上流30メートルの地点までの早戸川の区域 	<p>(別記 2)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相模原市緑区鳥屋地先広川えん堤天端下流端から同区鳥屋地先旧東京電力株式会社発電水えん堤天端上流端の上流100メートルの地点までの早戸川の区域 2 相模原市緑区鳥屋地先魚止橋橋脚下流端の下流173メートルの地点から同区鳥屋地先蛙沢えん堤天端上流端の上流30メートルの地点までの早戸川の区域

<p>3 愛甲郡清川村煤ヶ谷地先札掛第二金林えん堤天端下流端から同村煤ヶ谷地先札掛発電取水えん堤天端上流端の上流100メートルの地点までの布川及び境沢の区域</p> <p>4 愛甲郡清川村煤ヶ谷地先谷太郎橋橋脚上流端の上流447メートルの地点から同上流端の下流268メートルの地点までの谷太郎川の区域</p> <p>5 愛甲郡愛川町田代2,423番地地先の標識から同2,375番地先の標識までの中津川の区域</p> <p>6 伊勢原市日向地先梅尾橋橋脚下流端から同下流200メートルの日向川の区域</p> <p>7 伊勢原市日向地先御所の入橋橋脚上流橋から下流51.5メートル及び上148.5メートルの日向川の区域</p> <p>8 伊勢原市日向十二神橋橋脚上流端の上流154メートルの地点から同上流200メートルの地点までの日向川の区域</p>	<p>3 愛甲郡清川村煤ヶ谷地先札掛第二金林えん堤天端下流端から同村煤ヶ谷地先札掛発電取水えん堤天端上流端の上流100メートルの地点までの布川及び境沢の区域</p> <p>4 愛甲郡清川村煤ヶ谷地先谷太郎橋橋脚上流端の上流447メートルの地点から同上流端の下流268メートルの地点までの谷太郎川の区域</p> <p>5 愛甲郡愛川町田代2,423番地地先の標識から同2,375番地先の標識までの中津川の区域</p> <p>6 伊勢原市日向地先梅尾橋橋脚下流端から同下流200メートルの日向川の区域</p> <p>7 伊勢原市日向地先御所の入橋橋脚上流橋から下流51.5メートル及び上148.5メートルの日向川の区域</p> <p>8 伊勢原市日向十二神橋橋脚上流端の上流154メートルの地点から同上流200メートルの地点までの日向川の区域</p>
<p>(別記2)</p> <p>1 <u>相模原市南区磯部地先磯部頭首工えん堤上流端の上流150メートルから基点OPを結んだ直線までの相模川の本流及び支流区域</u></p> <p>2 <u>厚木市才戸地先才戸頭首工えん堤上流端の上流20メートルから基点EFを結んだ直線までの中津川の本流及び支流区域</u></p> <p>基点O： <u>相模原市緑区小倉宮原388番地先に設置した標柱</u></p>	<p>(新設)</p>

基点 P : 相模原市緑区川尻字久保沢 1, 108 番のハ地先に設置した標柱

基点 E : 愛甲郡愛川町半原字馬場 4, 941 番 2 に設置した標柱

基点 F : 愛甲郡愛川町半原字向原 5, 459 番 2 に設置した標柱

(内共第 2 号)

ア 魚種	イ 期間
やまめ	3 月 1 日から 10 月 14 日まで
いわな	同 上
にじます	同 上、但し別記 3 区域については 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。

(別記 3)

- 1 相模原市緑区青根字社宮司えん堤上流端より上流 400 メートルまでの神の川の区域
- 2 相模原市緑区青根字神の川大瀬戸えん堤上流端より下流小瀬戸えん堤上流端までの区域

2 この漁場区域においては、水産動物繁殖保護のため日没 1 時間後から日の出 1 時間前までの夜間遊漁を禁止する。但し、うなぎの遊漁はこの限りでない。

(内共第 2 号)

ア 魚種	イ 期間
やまめ	3 月 1 日から 10 月 14 日まで
いわな	同 上
にじます	同 上、但し別記区域については 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。

(別記)

- 9 相模原市緑区青根字社宮司えん堤上流端より上流 400 メートルまでの神の川の区域
- 10 相模原市緑区青根字神の川大瀬戸えん堤上流端より下流小瀬戸えん堤上流端までの区域

2 この漁場区域においては、水産動物繁殖保護のため日没 1 時間後から日の出 1 時間前までの夜間遊漁を禁止する。但し、うなぎの遊漁はこの限りでない。

<p><u>3.</u> 第一項の公示は、神奈川新聞上に公示するものとする。</p> <p>第5条～7条（略）</p> <p>（遊漁承認証に関する事項）</p> <p>第8条 1（略）</p> <p>2 遊漁承認証の交付は、前条第<u>1</u>項に規定する場所、<u>連合会</u>が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。</p> <p>3 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。</p> <p><u>4 遊漁承認証に記載されるあゆを採捕できる期間のうち、「6月1日より10月14日まで」は、令和8年に限り、「6月1日より10月31日まで」に読み替える。</u></p> <p>第9条～11条（略）</p> <p>附則</p> <p>1. この規則は令和5年9月1日から施行する。</p> <p>2. この規則は令和7年4月1日から施行する。</p> <p><u>3. この規則は令和8年6月1日から施行する。</u></p>	<p><u>3.</u> 第一項の公示は、神奈川新聞上に公示するものとする。</p> <p>第5条～7条（略）</p> <p>（遊漁承認証に関する事項）</p> <p>第8条 1（略）</p> <p>2 遊漁承認証の交付は、前条第<u>2</u>項に規定する場所、<u>組合</u>が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。</p> <p>3 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第9条～11条（略）</p> <p>附則</p> <p>1. この規則は令和5年9月1日から施行する。</p> <p>2. この規則は令和7年4月1日から施行する。</p> <p><u>（新設）</u></p>
--	--

関係法令等

○漁業法

(遊漁規則)

第170条 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員（漁業協同組合連合会にあつては、その会員たる漁業協同組合の組合員）以外の者のする水産動植物の採捕（次項及び第五項において「遊漁」という。）について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

- 2 前項の遊漁規則（以下この条において単に「遊漁規則」という。）には、左に掲げる事項を規定するものとする。
 - 一 遊漁についての制限の範囲
 - 二 遊漁料の額及びその納付の方法
 - 三 遊漁承認証に関する事項
- 3 遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。
- 4 第1項又は前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見をきかなければならない。
- 5 都道府県知事は、遊漁規則の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。
 - 一 遊漁を不当に制限するものでないこと。
 - 二 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

○遊漁規則（変更）の認可についての審査基準

- (1) 漁業法第170条第2項の事項が規定されていること。
 - ・ 遊漁についての制限の範囲
 - 規定されている。
- (2) 総会において議決が行われていること。
 - 令和8年3月31日開催の臨時総会で議決されている。
- (3) 漁業法第170条第5項に規定する内容に該当すること。
 - 遊漁を不当に制限するものでない。